

# 第 156 回日商簿記検定試験（2020 年 11 月 15 日施行）受験申込に 係るお願ひ

2020 年 10 月 1 日

受験者の皆様へ

日本商工会議所  
小浜商工会議所

## 第 156 回日商簿記検定試験（2020 年 11 月 15 日施行）受験申込に係るお願ひ

2020 年 11 月 15 日（日）施行予定の第 156 回日商簿記検定試験につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、現時点では全国で施行する予定であり、各地商工会議所において受験申込受付を順次開始しております。

一方、同感染症拡大の収束は依然として見通せず、試験会場として利用できる施設の確保が難しい状況にあることに加え、座席の間隔をこれまでと比べて広く確保する等の感染症対策を講じることにより、都市部の商工会議所を中心に受験可能人数が大幅に減少しています。

このため、一部の商工会議所では申込受付可能人数に上限（定員制）を設定するとともに、地元の受験者に受験機会を提供することを最優先に、申込受付可能な地域（居住地、勤務地等を基準として）を限定して、申込の受付を行っております。

第 156 回試験を受験予定の皆様におかれましては、同感染症の拡大防止と地元の受験者への受験機会の提供の両立を図るために、申込受付可能人数・地域に制限を設けることについてご理解いただくとともに、居住地・勤務地とは異なる他地域の商工会議所への受験申込はお控えいただきますよう、ご配慮の程、何卒よろしくお願ひ申しあげます。

なお、2 級と 3 級については、年 3 回の統一試験日におけるペーパー試験に加えて、隨時受験可能なネット試験を、本年 12 月を目途に開始します。地元商工会議所の申込受付人数が定員に達し、第 156 回試験にお申込みいただけなかった場合は、恐縮ですが、ネット試験の受験をご検討くださいますよう、お願い申しあげます。

下記に、試験会場からのお願い事項を記載しておりますので、必ずご確認ください。

## 簿記検定試験お申込みの皆様へ お願い

小浜商工会議所

### 【試験会場にお越しの際のお願い】

- ・試験会場および周辺地域においては必ずマスクを自身で準備着用する（但し、本人確認の際は試験委員の指示にご協力ください。）
- ・試験会場への入退出時には備え付けの消毒液による手指消毒を行う（こまめな消毒。）
- ・飛沫拡散防止のため試験会場内で私語をしない。
- ・試験開始前後、休憩時間や昼食時等において他者との接触、会話を極力控え、密集を避ける。
- ・試験会場は適宜、換気を行うので室温の変化に対応できる服装にする。

### 【下記に該当する方は受験をお控えください】

① 下記に該当する場合は、受験をお断りする場合があります。ご了承ください。

- ・発熱（37.5度以上）、咳、咽頭痛、味やにおいがしない等の症状がある場合  
→必ず自宅を出る前にご自身でご確認（検温）をお願いします。
- ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、またそのような者との濃厚接觸がある場合
- ・過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接觸がある場合
- ・過去2週間以内に同居している者に感染が疑われた場合、もしくは同居している者が上記の各項目にあてはまる場合

但し、上記のような理由で受験料の返金や受験日の振替は致しかねますのでご了承ください。

② 受験者のなかで感染者が判明した場合は、個人情報について必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。

### 【試験中止の場合】

- ・簿記検定が中止となった場合は、お支払いいただいた受験料のみご返金いたします。

以上